

(第1号様式)

平成 年 月 日

(あて先)
久留米市長

所在地
名 称
代表者職氏名

㊟

参 加 申 込 書

下記業務のプロポーザルについて、下記のとおり参加申込みします。

記

1. 業務名

くるめ健康のびのびポイント事業企画運営業務

2. 入札参加資格 久留米市競争入札参加資格有資格者名簿に登載

あり ・ なし

3. 添付書類 (名簿登載者については、(1)～(3)の書類は不要)

- (1) 役員等調書及び照会承諾書 (第6号様式)
- (2) 登記事項全部証明書 (個人事業主の場合、身分証明書)
- (3) 納税等証明書
- (4) 企画提案提出書 (第3号様式)
- (5) 価格提案書 (第4号様式)
- (6) 委任状 (第5号様式) ※支店等に参加手続き等の委任を行う場合
- (7) 官公庁や企業 (事業者) からの受託実績が確認できるもの
- (8) その他、参加資格を満たしていることが確認できるもの (第7号様式等)

【連絡先】

所 属
氏 名
電話番号
FAX番号
E-mail

(第2号様式)

平成 年 月 日

(あて先)
久留米市長

提出者 所在地
名 称
代表者職氏名

質 問 書

くるめ健康のびのびポイント事業企画運営業務のプロポーザルについて、次のとおり質問いたします。

(質問事項)

項目：
内容：

(連絡先)

所属部署名	
担当者職・氏名	
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	

※質問がない場合は、質問書を提出する必要はない。

(第3号様式)

平成 年 月 日

(あて先)
久留米市長

所在地

名 称

代表者職氏名

⑩

企 画 提 案 提 出 書

くるめ健康のびのびポイント事業企画運營業務について、以下のとおり企画提案書を提出いたします。

◎ 提出資料

企画提案書 (正本・企業名あり) 1部

企画提案書 (副本・企業名なし) 7部

価 格 提 案 書

(あて先)
久留米市長

見積金額 (税抜)			千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

- 1 業 務 名 くるめ健康のびのびポイント事業企画運営業務
- 2 業 務 場 所 受託者の事業所内
- 3 業 務 期 間 契約締結日から2020年3月31日まで

上記のとおり見積りいたします。

平成 年 月 日

所在地

名 称

代表者職氏名

Ⓜ

記入上の注意

- 1 見積金額の有効数字直前に¥を付すこと。
- 2 積算の概算がわかる明細書を添付すること。

委任状

平成 年 月 日

(あて先)
久留米市長

委任者 (本 社)	所在地 名 称	代表者職氏名	実印
--------------	------------	--------	----

私は次の者を受任者と定め、くるめ健康のびのびポイント事業企画運營業務に係る下記の事項に関する権限を委任します。

受任者 (支店等)	所在地 名 称	代表者職氏名	印
--------------	------------	--------	---

記

委任事務

- (1) プロポーザルの参加及び提案に関すること
- (2) 契約締結に関すること
- (3) その他契約履行に関すること

役員等調書及び照会承諾書

平成 年 月 日

(あて先)
久留米市長

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名



次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、久留米市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書第4条第1項に定める項目に該当するか否かに関し福岡県久留米警察署に照会することを承諾します。

役職名	フリ 氏	ガ 名	男性	女性	生年月日

【注意事項】

- 1 法人にあっては、登記事項証明書に搭載されている役員（代表者を含む。）の方全員について、記載してください。※競争入札参加資格登録者（工事、物品、委託）以外は、登記事項証明書（写し可）を添付してください。
- 2 この調書に記載されたすべての個人情報、久留米市個人情報保護条例（平成3年4月1日条例第17号）の規定に基づいて取り扱うものとし、久留米市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書に基づいて実施する暴力団排除のための措置以外の目的には使用しません。久留米市がこれらの情報をもとに福岡県久留米警察署から取得した個人情報についても同様です。

(第7号様式)

平成 年 月 日

(あて先)
久留米市長

所在地
名 称
代表者職氏名

印

参加資格に係る申立書

くるめ健康のびのびポイント事業企画運営業務のプロポーザル参加資格について、下記のとおり申し立てます。

記

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではない。
- 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）に基づく指名停止を受けていない者に該当する。
- 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でない。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者に該当しない。

※ 該当する項目の□欄にレ点を記入すること。